

山梨県公報

第二千三三〇号

平成二十一年

十二月十日

木曜日

目次

告示

- 休猟区の指定の一部を改正する告示……………六四三
 - 銃猟禁止区域の指定の一部を改正する告示……………六四三
 - 道路の区域変更(二件)……………六四三
 - 道路の供用開始……………六四四
 - 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………六四四
- ### 公告
- 県政功績者……………六四五
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六四五
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………六四五
 - 一般競争入札について……………六四六
 - 公安委員会……………六四七
 - 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六四七

告示

山梨県告示第三百七十六号

休猟区の指定(平成二十一年山梨県告示第三百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明

二 中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

山梨県告示第三百七十七号

銃猟禁止区域の指定(平成十八年山梨県告示第五百四十二号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明
九 2 中「南巨摩郡鵜沢町鵜沢」を「南巨摩郡富士川町鵜沢」に、「南巨摩郡増穂町・南巨摩郡鵜沢町」を「南巨摩郡富士川町小室・南巨摩郡富士川町鵜沢」に改める。

山梨県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町南字横田二六七番の二地先から 笛吹市八代町南字五里原一七二番地先まで	一〇・二丁 二二・六	六・〇〇 一一・六	(メートル)	(メートル) 四九七・九

山梨県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市丸の内二丁目五五八番の五地先から 甲府市北口二丁目一七〇番の二〇地先まで	二〇・五 三二・四	一七・一 二二・〇		四二・八

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡増穂町大字高下字北畑 九四八番の一地先から 南巨摩郡増穂町大字高下字北畑 九五〇番の六地先まで	一三五・〇	平成二十一年十二月十日

山梨県告示第三百八十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

一 河川の名称 富士川水系 渋川
山梨県知事 横内正明

公 告

- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 中央市極楽寺字西河原八百七十四番一地先から中央市極楽寺字西河原八百六十八番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 中央市長 田中久雄
 - 2 住所 中央市臼井阿原三百一番地一
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十一年十二月十日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成二十一年度県政功績者は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横内正明

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	佐野 實 鶴見 尚弘	京都府京都市東山区泉湧寺東林町十四番地の一 東京都大田区上池台三丁目四十三番二号
県議会	岡 伸 清水 武則	甲府市上町千四百八十四番地 韮崎市大草町下條西割三百八十番地
地方自治	高野 剛 皆川 巖 遠藤 幸利 藤巻 義磨 依田 光彌 相原 豊	甲州市勝沼町勝沼二千八百九十三番地 甲府市丸の内三丁目六番二号 西八代郡市川三郷町岩間二千三百三十番地 甲斐市西八幡千八百一番地一 南巨摩郡身延町梅平千三百十八番地 南アルプス市桃園七百六十三番地

産 業

岩柳 嘉一郎	南巨摩郡身延町飯富千五百八番地
上野 茂夫	山梨市牧丘町城古寺六百七十五番地
内田 定男	甲州市勝沼町小佐手千五百九十三番地一
岡田 邦男	韮崎市穂坂町三ツ澤二千八百二十六番地
小池 省三	南巨摩郡増穂町青柳町五百六十二番地の一
齊木 誠	北杜市武川町牧原六百八十九番地
高野 正樹	南巨摩郡南部町本郷三千百二十五番地
辻 康雄	笛吹市春日居町国府三百三十五番地
日原 公守	山梨市三富川浦三百五十番地
藤原 忠直	北杜市須玉町小尾八千三百七十番地
安田 久男	都留市大幡二千八百十番地
山田 又男	甲斐市志田百二十九番地
山本 忠治	韮崎市円野町下内井二千二百三十六番地
山本 富貴	笛吹市春日居町鎮目千四百七十七番地二
古屋 俊仁	甲府市緑が丘一丁目十七番九号
望月 由勝	韮崎市穂坂町三之蔵五千三百十六番地
川手 英司	南アルプス市飯野二千五百七十六番地
渡邊 國男	笛吹市石和町今井百七十九番地一
今村 豊行	甲府市住吉四丁目七番十七号
金子 二三男	上野原市上野原二千六十八番地
興石 保	甲府市朝日一丁目十一番七号
小宮山 光彦	北杜市大泉町谷戸二千三十七番地
清水 忠雄	甲府市高畑一丁目十三番二十三号
堀内 徹	甲府市飯田四丁目十番六号
田中 甲子男	甲府市屋形三丁目一番三号
布川 玲子	神奈川県川崎市川崎区四谷上町十三番五号
河野 東洋男	笛吹市御坂町夏目原六百五十六番地一
内田 傳	中央市極楽寺四百二十二番地
荻野 勇夫	笛吹市石和町井戸百二十九番地
河野 俊久	中央市西花輪千三百七十三番地
志村 英文	韮崎市穂坂町三之蔵三千百八十四番地
辻 良幸	山梨市市川五百八十番地一
深澤 光江	山梨市下石森千七十八番地
大森 清光	南都留郡山中湖村山中三百六十七番地の三
齊藤 康弘	南アルプス市沢登四百番地
天野 進	甲府市新田町十三番十号
大村 純一	韮崎市本町一丁目十四番十五号

教育文化

環境	田中 收	興水 豊 齊藤 静輝 谷口 一夫 土屋 金藏 貴家 榮司 清水 長藏 栃本 貞金 島田 和哉 高相 和彦 林 滋子 渡邊 富裕	甲府市荒川一丁目五番六号
保健衛生	田中 收	興水 豊 齊藤 静輝 谷口 一夫 土屋 金藏 貴家 榮司 清水 長藏 栃本 貞金 島田 和哉 高相 和彦 林 滋子 渡邊 富裕	甲府市岩窪町五百二十九番地一 東京都板橋区稻荷台十八番六号 甲府市大手一丁目四番十号 甲府市荒川一丁目五番六号
社会福祉	田中 收	興水 豊 齊藤 静輝 谷口 一夫 土屋 金藏 貴家 榮司 清水 長藏 栃本 貞金 島田 和哉 高相 和彦 林 滋子 渡邊 富裕	南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人多摩源流こすげ
- 2 代表者の氏名 小泉守
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村四千三百八十三番地
- 4 定款に記載された目的
 この法人は、多摩川源流である小菅村の資源の特性や魅力に着目し、下流域と源流域との人的・資金的な連携を一層強固にするために必要な事業を行い、元気で希望のある源流の郷小菅村の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年十二月三日から二十二年二月二日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

富士河口湖町小立土地区画整理組合

二 事務所の所在地

南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

三 施行地区

南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀、字七本桜及び勝山字豆塚の各一部

四 設立認可の年月日

平成十七年十一月七日

五 変更後の事業施行期間

平成十七年度から平成二十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十一年十二月十日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

プロジェクター	百九十九台
タブレットパーソナルコンピュータ	百九十九台
モバイルスクリーン	百九十九台
プロジェクタカート	百九十九台
ワイヤレスプレゼンテーションユニット	百九十九台
無線LAN子機ユニット	百九十九台

デスクトップパーソナルコンピュータ 二百四十台
 デスクトップ用無線LAN子機ユニット 二百四十台
 インクジェットプリンター 十五台
 無線LANアクセスポイント 七百九十七台

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十二年三月三十一日

4 納入場所

知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
 この公告の日から平成二十一年十二月十八日（金）までの山梨県の休日を定める

条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の一の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十一年十二月十六日（水）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年一月二十一日（木）午前十時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五階 五百七会議室

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある財産の取得であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Projectors (199machines)

Tablet PC (199machines)

Portable Projector Screen (199screens)

Cart for Projector/PC (199carts)

Wireless Presentation Unit (199machines)

Wireless LAN Unit (199machines)

Desktop Computer (214machines)

Wireless LAN Unit for Desktop Computer (214machines)

Inkjet Printer (15machines)

Wireless LAN Access Point (797machines)

2 Date and time for tender

10:00AM January 21, 2010

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL:055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

一三六 甲府市城東三丁目一番一号先 富士川橋南 平五・二二・二七

市道和田平北深線と市道琢美酒折線との十字路交差点)	告示第六〇号
---------------------------	--------

二二六 甲府市城東四丁目一番一先(市道和田平北深線と市道琢美酒折線との十字路交差点)	富士川橋南	平成二十二年二月一〇日 告示第一二四号
---	-------	------------------------

九八 甲斐市下今井四四五番地一先(国道五二号と市道塩崎町双田橋線との十字路交差点)	双田橋北	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
--	------	------------------------

九八 甲斐市宇津谷四四五番地一先(国道五二号と市道塩崎町双田橋線との十字路交差点)	双田橋北	平成二十二年二月一〇日 告示第一二四号
--	------	------------------------

に改める。
別表第三中

七〇五 市道	北杜市高根町清里三、五四五番地六、七〇六先から北杜市高根町清里三、五四五番地二、七五四先まで(一九メートル)	車両(路線バスを除く)	終日	北杜 平成二十二年七月二三日 告示第七一号
-----------	--	-------------	----	-----------------------------

を

七〇五 市道	北杜市高根町清里三、五四五番地六、七〇六先から北杜市高根町清里三、五四五番地二、七五四先まで(一九メートル)	車両(路線バスを除く)	終日	北杜 平成二十二年七月二三日 告示第七一号
-----------	--	-------------	----	-----------------------------

七〇六 市道	富士吉田市新倉二、六八六番地一先から富士吉田市新倉一、五九九番地一先まで(二五五メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から八時まで	富士吉田 平成二十二年二月一〇日 告示第一二四号
-----------	---	------------	------------------	--------------------------------

七〇七 市道	富士吉田市新倉二、六四八番地四先から富士吉田市新倉一、六〇〇番地先まで(六〇メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から八時まで	富士吉田 平成二十二年二月一〇日 告示第一二四号
-----------	---	------------	------------------	--------------------------------

に改める。
別表第四中

五五九 市道	中央市成島一、七三九番地一先(伊藤精米所北側)(二四メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府 平成二十二年八月一三日 告示第八一号
-----------	---------------------------------	----	---------------------	------------------------------

を

五五九 市道	中央市成島一、七三九番地一先(伊藤精米所北側)(二四メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府 平成二十二年八月一三日 告示第八一号
-----------	---------------------------------	----	---------------------	------------------------------

五六〇 中央自動車道西宮線(双葉スマー)	甲斐市竜地二、五九六番地二先から甲斐市竜地二、五七九番地先まで(上り線流出部)(五〇メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	葦崎 平成二十二年二月一〇日 告示第一二四号
-------------------------	---	----	---------------------	------------------------------

五六三	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター上 り線流 出部転 回路）	甲斐市竜地二、五九一 番地二先から甲斐市竜 地二、五九六番地二先 まで（上り線流出部転 回路）（八メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号
五六二	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター上 り線流 入部転 回路）	甲斐市竜地二、五七八 番地三先から甲斐市竜 地二、五七五番地四先 まで（上り線流入部転 回路）（六五メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号
五六一	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター上 り線流 入路）	甲斐市竜地二、五七五 番地五先から甲斐市竜 地二、五九六番地二先 まで（上り線流入部） （九五メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号

五六七	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン	甲斐市竜地二、七四一 番地一先から甲斐市竜 地二、七三二番地先ま で（下り線流出部転回 路）（四〇メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号
五六六	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター下 り線流 入部転 回路）	甲斐市竜地二、七四四 番地一先から甲斐市竜 地三、三七六番地三先 まで（下り線流入部転 回路）（一五メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号
五六五	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター下 り線流 出路）	甲斐市竜地二、七四二 番地一先から甲斐市竜 地二、七四五番地先ま で（下り線流出部）（ 五五メートル）	車両	車両進行 南から北 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号
五六四	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマー トイン ター下 り線流 入路）	甲斐市竜地二、七四五 番地先から甲斐市竜地 三、三七六番地二先ま で（下り線流入部）（ 五五メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	斐崎	平成二十一年一 二月一〇日 告示第一二四 号

ター下 り線流 出部転 回路)					
--------------------------	--	--	--	--	--

に改める。
別表第十中

一七〇	市道 春日本 通り線	甲府市中央一丁目二番一号先 (カメラの「あいはら」前交差 点)	三	甲府	六二・七・九 二七号
-----	------------------	---------------------------------------	---	----	---------------

を

一七〇	市道	甲府市中央一丁目二番一号先 (あいはらカメラビル前交差点)	二	甲府	平成二十一年二 月一〇日 告示第一二四号
-----	----	--------------------------------------	---	----	----------------------------

に

三三〇	県道 甲府市 川大門 線	甲府市国母六丁目二番一号先 (市場西入口)交差点	三	南甲 府	四九・四・一 一六号
-----	-----------------------	-----------------------------	---	---------	---------------

を

三三〇	県道甲 府市川 三郷線	甲府市国母六丁目一番四号先 (市場西入口交差点)	四	南甲 府	平成二十一年二 月一〇日 告示第一二四号
-----	-------------------	-----------------------------	---	---------	----------------------------

に

一、八六一	県道 甲府敷 島葦崎 線	北巨摩郡双葉町竜地三、〇三八 番地先(平田次郎方前交差点)	三	葦崎	五一・九・二七 三二二号
-------	-----------------------	----------------------------------	---	----	-----------------

を

一、八六一	県道甲 府葦崎 線	甲斐市竜地三、〇三七番地一先 (希望ヶ丘団地入口交差点)	二	葦崎	平成二十一年二 月一〇日 告示第一二四号
-------	-----------------	---------------------------------	---	----	----------------------------

に

四、六六一	町道大 屋敷横 町線	北巨摩郡双葉町竜地三、五一六 番地先(横町)交差点	二	葦崎	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	------------------	------------------------------	---	----	-------------------------

を

四、六六一	市道	甲斐市竜地三、五一六番地先 (横町交差点)	四	葦崎	平成二十一年二 月一〇日 告示第一二四号
-------	----	--------------------------	---	----	----------------------------

に

五、二六五	市道志 田中通 り線	甲斐市志田六四五番地一先(ラ ザウオーク甲斐双葉南側) (ラザウオーク甲斐双葉南側)	一	葦崎	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
-------	------------------	--	---	----	--------------------------

を

五、二六五	市道	甲斐市志田六四五番地一先(ラ ザウオーク甲斐双葉南側丁字路 交差点)	二	葦崎	平成二十一年二 月一〇日 告示第一二四号
-------	----	--	---	----	----------------------------

に

五、三三三	県道富 士河口 湖精進 線	南都留郡富士河口湖町長浜一、 二二五番地先(町立足和田保育 所前)	一	富士 吉田	平成二十一年一〇 月二九日 告示第一〇八号
-------	------------------------	---	---	----------	-----------------------------

五、三三二	県道富士河口湖町長浜一、二二五番地先(町立足和田保育所前)	一	富士吉田	平成二十一年一月二十九日 告示第一〇八号
五、三三三	市道 甲府市下飯田四丁目三番九号先(下飯田みずみや公園東側十字路交差点)	一	甲府	平成二十一年二月一日 告示第一二四号
五、三三四	市道 甲府市中央一丁目四番七号先(銀座通り西側入口交差点)	一	甲府	平成二十一年二月一日 告示第一二四号
五、三三五	市道 甲斐市竜王新町一、〇一九番地七先(理容ブルマン北側十字路交差点)	一	斐崎	平成二十一年二月一日 告示第一二四号
五、三三六	県道横手日野春停車場線 北杜市武川町山高一、二四四番地先(市立武川中学校南側丁字路交差点)	一	北杜	平成二十一年二月一日 告示第一二四号

に改める。
別表第十四中

三三〇	市道 甲府市国母五丁目四番一〇号先(国母郵便局)から甲府市国母五丁目一〇番二一号先(日産子エリー)まで	四六〇	車両 三十	南甲府 五・二七 三二七号
三三〇	市道 甲府市国母五丁目	二〇〇	車両 三〇	南甲府 平成二一

団地内 線	五番二一号先(フアッションハウスとらや)から甲府市国母五丁目七番二号先(榎国母設備)までの両側	けん引を除外)	府	年二月一日 告示第一二四号
----------	---	---------	---	------------------

一、二二八	市道 甲府市国母四丁目一番四号先(市場西交差点)から甲府市国母六丁目四番一號先(市場西側入口)まで	三五〇	高速車 中速車	南甲府 六三・三一 第一〇号
-------	--	-----	------------	----------------------

一、二二八	市道 甲府市国母六丁目四番一號先(国母小通学路)から甲府市国母五丁目一〇番二一號先(日産プリンス山梨販売)までの両側	六〇〇	車両(けん引を除外)	南甲府 平成二十一年二月一日 告示第一二四号
-------	---	-----	------------	------------------------------

一、五九四	県道一軒茶屋 南アルプス市清水一六二番地の一先(甲西中学校東交差点)から南アルプス市西南湖四、二六〇番地先(南湖橋東詰交差点)までの両側	七〇〇	車両(けん引を除外)	小笠原 平成一六年二月二三日 告示第一二二号
-------	---	-----	------------	------------------------------

一、五 九五	県道一 軒茶屋 荊沢線	南アルプス市西南 湖四、二六〇番地 先(南湖橋東詰交 差点)から南アル プス市西南湖一、 七八四番地先まで の両側	四〇〇	車両(一 けん引 を除く)	三〇	小笠 原	平成一六 年二月二 三日 告示第一 二二号
-----------	-------------------	---	-----	---------------------	----	---------	-----------------------------------

一、五 九四	県道一 軒茶屋 荊沢線	南アルプス市清水 一六二番地一先(一 甲西中学校東交差 点)から南アルプ ス市西南湖一、七 八四番地先(十字 路交差点)までの 両側	一、一〇〇	車両(一 けん引 を除く)	四〇	南ア ルプ ス	平成二一 年一二月 一〇日 告示第一 二四号
一、五 九五	削除					南ア ルプ ス	平成二一 年一二月 一〇日 告示第一 二四号

一、六 八〇	県道三 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ	中央市成島一、六 八一番地三先(玉 穂中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四二五番 地一先(玉穂中央 オフランプ終点) まで	二二四	自動車	四〇	南甲 府	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
-----------	--	--	-----	-----	----	---------	---------------------------------

一、六 八〇	県道三 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ	中央市成島一、六 八一番地三先(玉 穂中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四二五番 地一先(玉穂中央 オフランプ終点) まで	二二四	自動車	四〇	南甲 府	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
-----------	--	--	-----	-----	----	---------	---------------------------------

一、六 八一	市道	甲斐市西高橋町二 九二番地先(西高 橋遊園地前交差点)から甲斐市西高 橋町一六三番地先 (西高橋交差点) までの両側	四五〇	車両(一 けん引 を除く)	三〇	南甲 府	平成二一 年一二月 一〇日 告示第一 二四号
一、六 八二	市道	甲斐市竜地三、四 五二番地先(鳥ヶ 池橋北詰)から甲 斐市竜地二、五〇 六番地先(双葉ス マートIC入口交 差点)までの両側	六八〇	車両(一 けん引 を除く)	四〇	南甲 府	平成二一 年一二月 一〇日 告示第一 二四号

に改める。
別表第十五中

三〇	県道 一軒茶 屋荆沢 線	中巨摩郡甲西町西南 湖字西河原四、二六 〇番地先から中巨摩 郡甲西町西南湖六〇 六番地先までの両側	四五〇	車両	終日	小笠原	四九・四 一・一 一六号
----	-----------------------	---	-----	----	----	-----	--------------------

三〇	削除					南ア ルプ ス	平成二一 年二月 一〇日 告示第一 二四号
----	----	--	--	--	--	---------------	-----------------------------------

三四二	市道 鑄団地 内線	甲府市国母五丁目一 〇番二一号先(日産 サニー甲府南営業所)から甲府市国母五 丁目四番一九号先(三 村古物商)までの 両側	二三〇	車両	終日	南甲 府	六〇・一 二・二二 四七号
-----	-----------------	--	-----	----	----	---------	---------------------

三四二	市道鑄 団地内 線	甲府市国母五丁目一 〇番二一号先(日産 プリンス山梨販売株)から甲府市国母六 丁目一番四号先(市 場西入口交差点)ま での両側	四二〇	車両	終日	南甲 府	平成二一 年二月 一〇日 告示第一 二四号
-----	-----------------	--	-----	----	----	---------	-----------------------------------

に改める。
別表第十六中

一一、四七〇	町道	南巨摩郡増穂町小林一、三三九 番地一二先(丁字路交差点・南 進車両)	鵜沢	平成二一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
--------	----	--	----	-----------------------------

一一、四七〇	町道	南巨摩郡増穂町小林一、三三九 番地一二先(丁字路交差点・南 進車両)	鵜沢	平成二一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
--------	----	--	----	-----------------------------

一一、四七一	市道	甲府市国母五丁目七番二号先(株 国母設備北東側十字路交差点 ・北進車両)	南甲府	平成二一年二 月一〇日 告示第一二四号
--------	----	--	-----	---------------------------

一一、四七二	市道	中央市大田和八三六番地先(蓮 重寺北西側丁字路交差点・西進 車両)	南甲府	平成二一年二 月一〇日 告示第一二四号
--------	----	---	-----	---------------------------

一一、四七三	中央自 動車道 西宮線 (双葉 スマー トイン ター下 り線流 出部転 回路)	甲斐市竜地三、三七六番地三先 (下り線流出部転回路)	韮崎	平成二一年二 月一〇日 告示第一二四号
--------	--	-------------------------------	----	---------------------------

一一、四七四	中央自 動車道 西宮線 (双葉 スマー トイン ター下 り線流 出部)	甲斐市竜地二、七四五番地先(下 り線流出部)	韮崎	平成二一年二 月一〇日 告示第一二四号
--------	---	---------------------------	----	---------------------------

一一、四七五	中央自動車道 西宮線 (双葉 スマー トイン ター上 り線流 入部)	甲斐市竜地二、五七九番地六先 (上り線流出部)	葦崎	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
一一、四七六	中央自動車道 西宮線 (双葉 スマー トイン ター上 り線流 入部)	甲斐市竜地二、五九六番地二先 (上り線流入部)	葦崎	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
一一、四七七	市道	大月市大月町花咲一、二三八番地四五先(十字路交差点・南進車両)	大月	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
一一、四七八	市道	大月市大月町花咲一、二三八番地八八先(十字路交差点・北進車両)	大月	平成二十二年二月一日 告示第一二四号

に改める。
別表第十七中

一八三	市道	甲府市国母六丁目三番一号先(遠藤酒店)から甲府市国母六丁目四番一号先	二〇〇	車両	終日	南甲府 四九・四一 一六号
-----	----	------------------------------------	-----	----	----	---------------------

(丸善石油) までの両側						
--------------	--	--	--	--	--	--

一八三	市道	甲府市国母六丁目四番一号先(国母小通学路)から甲府市国母五丁目一〇番一 号先(日産ブリンス山梨販売 株)までの両側	六〇〇	車両	終日	南甲府 平成二十一年二月一日 告示第一二四号
-----	----	---	-----	----	----	------------------------------

四四二	市道 鑄団地 内線	甲府市国母五丁目四番一〇号先(国母郵便局)から甲府市国母五丁目一〇番一 号先(日産チエリー)までの 両側	四六〇	車両	終日	南甲府 五一・九三 三三号
-----	-----------------	--	-----	----	----	---------------------

四四二	市道 鑄団地 内線	甲府市国母五丁目五番二一 号先(ファッショ ンハウスとらや)から甲府市国母五丁目七番二 号先(株)国母設 備)までの両側	二〇〇	車両	終日	南甲府 平成二十一年二月一日 告示第一二四号
-----	-----------------	--	-----	----	----	------------------------------

に改める。

別表二十三中

二三一	県道 甲府敷島 葑崎線	北巨摩郡双葉町竜地三、〇三七番 地の一先（希望ヶ丘団地入口交差 点）	二 平元・一一・二一 三三三号
-----	-------------------	--	-----------------------

を

二三一	削除		平成二二年二月一〇 日 告示第一二四号
-----	----	--	---------------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番